

第5章 計画の推進体制

1 東大阪市福祉推進委員会による市内の連携

本計画の推進にあたっては、東大阪市福祉推進委員会で保健・医療・福祉・教育・雇用などの市内関係機関の連携を図ります。障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけでなく、障害者本人のライフステージやライフスタイルに応じて幅広い分野からの支援を行う必要があります。そのため、本計画において定める事業の担当部課との緊密な連携を図ることで、計画で定める一つひとつの事業を計画的に、着実に推進していくこととします。

2 障害者、住民との連携

本市には、障害者施策や事業を協議する場として、学識経験者、障害者団体関係者、サービス提供事業者などによって構成された「東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」や「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」、そして「東大阪市自立支援協議会」があります。「東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」は主に身体・知的障害者について、「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」は精神障害者について、「東大阪市自立支援協議会」は支援ネットワーク形成や社会資源の開発などについて検討・協議し、障害者施策の推進を図ります。また、「東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」と「東大阪市自立支援協議会」で本計画の推進状況の点検及び進行管理を行うこととします。

このような委員会を中心に、定期的に障害者の実態やニーズを把握するための調査・研究を行うとともに、本計画に定められた見込量や取り組み方策の達成状況、障害福祉サービスの基盤整備・サービス量の検証などを行い、常に計画推進状況や推進上の課題が明らかになるよう努めます。

また、障害者の自立を支えるためには、障害のある人もない人も、すべての住民が助けあい、支えあうことが重要です。住民一人ひとりが障害に関する知識と理解を深め、互いの個性を尊重しあう気持ちを持つことで、身近な地域を基盤とした活発な障害者福祉の推進が期待されます。

さらに、障害者自らが障害者施策の推進に参画できるように、本人やその支援者等と意見交換する場を充実します。

3 サービス提供事業者・地域の役割

障害者の地域生活を支えるためには、障害福祉サービス等の「公助」による支援・サービスだけでなく、ボランティア活動や地域福祉活動による「共助」による支援・サービスも重要となります。地域においては、「地域福祉計画」に基づく地域福祉活動のほか、地域の実情と障害者のニーズに応じた創意工夫によるきめ細かな支援・サービスが展開されることが期待されます。

サービス提供事業者には質の向上とともに量の確保も求められており新たな社会福祉法人やNPO法人、民間事業者の参入による障害福祉サービスの充実も期待されます。

本市にはサービス提供事業者の組織として、東大阪市障害児者福祉施設連絡会と東大阪市指定障害福祉サービス事業所連絡会、東大阪障害者作業所共同受注連絡会などがあります。こうした連絡会との連携の強化を図り障害者施策の円滑な実施を進めます。

4 企業の役割

障害者が社会的に自立した生活を送るためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業においては、法定雇用率達成の視点だけでなく、障害者が安心して就労できる就労環境や雇用条件の整備、障害者が従事できる職種の確保などの強化が求められます。障害者が安心して働ける職場はすべての人にとっても働きやすい職場といえます。東大阪市役所においても積極的な障害者雇用を推進するとともに、一般の企業における障害者の雇用促進を図ります。

5 計画の周知

本計画の周知を図るため、市政だよりや市のホームページで公表するとともに、市役所の広報広聴室や障害者支援室などで情報を発信します。本計画では障害者自立支援法による障害福祉サービスと地域生活支援事業の方向性を示しており、障害者の地域生活に大きな影響を与えるものであることから、市民への計画の説明会等を開催し広報・啓発活動に努めます。

6 国や大阪府との連携

国は基盤整備や施設運営に緊急支援策や特別対策を打ち出し障害者自立支援法の制度の定着を推進しています。今後、更に障害福祉サービスや地域生活支援事業を展開していく上で制度上の問題が出てきた場合には、国や大阪府に引き続き改善策を求めていくとともに、法改正の施行の動きなど国や大阪府の動向を確実に把握し、連携を強化していくこととします。